

宮城県公報

宮 城 県
（総務部県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目次

規 則

- 県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

（自然保護課）

一

（循環型社会推進課）

- 宮城県肥料取締法施行細則の一部を改正する規則
○水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

（みやぎ米推進課）
（水産林政総務課）

四
五

告 示

- 県営土地改良事業変更計画の縦覧

（農村振興課）

六

- 平成十九年宮城県告示第三百十八号（漁業災害補償法に基づく漁業

（水産林政総務課）

六

- 共済に係る加入区の設定）の一部改正

（森林整備課）

二

- 保安林の指定の解除の予定

（同）

二

- 保安林及び保安施設地区に係る皆伐面積の残存許容限度

（道路課）

一三

- 道路の区域変更

（都市計画課）

一三

- 都市計画変更案の縦覧

（都市計画課）

一三

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

（契約課）

一四

規 則

県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十二月一日

○宮城県規則第四百号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

県立自然公園条例施行規則（昭和三十五年宮城県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第一号の二ハ中「第十七条第一項」を「第二十一条第一項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十二月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四百号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和五十三年宮城県規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十六号までを一号ずつ繰り上げ、第十七号を第十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

十七 省令第五条の五の三、省令第五条の五の三の二、省令第十条の十の三、省令第十条の十の三

の二、省令第十条の二十四、省令第十条の二十四の二、省令第十二条の十一の三及び省令第十二

条の十一の三の二の届出書 様式第十一号の三

第二条第十八号中「様式第十一号の三」を「様式第十一号の四」に改め、同条第十九号中「様式第

十一号の四」を「様式第十一号の五」に改め、同条第二十号中「様式第十一号の五」を「様式第十

号の六」に改める。

様式第三号の三を削る。

様式第十一号の五を様式第十一号の六とし、様式第十一号の四を様式第十一号の五とし、様式第十

一号の三を様式第十一号の四とし、様式第十一号の二の次に次の一様式を加える。

(表面)

宮城県知事 殿	年 月 日
届出者 住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき許可について、次のとおり欠格要件に該当するに至つたので、同法第9条第6項又は第7項</p> <p>第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第4項又は第5項</p> <p>第14条の5第3項において準用する同法第7条の2第4項又は第5項</p> <p>第15条の2の6第3項において準用する同法第9条第6項又は第7項の規定により届け出ます。</p>	
処理施設の設置の場所	
処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	
該当するに至つた欠格要件	
欠格要件に該当するに至つた具体的事由	
欠格要件に該当するに至つた年月日	
※事務処理欄	

(裏面)

備考

- ※の欄は記入しないこと。
- 「処理施設の設置の場所」及び「処理施設の種類の欄」は、届出者が一般廃棄物処理施設設置者又は産業廃棄物処理施設設置者の場合のみ記入すること。
- 法第9条第7項の規定による届出、法第15条の2の6第3項において準用する法第9条第7項の規定による届出にあつては、「処理施設の設置の場所」「処理施設の種類の欄」及び「許可の年月日及び許可番号」のみ記入すること。
- 法第14条の2第3項において準用する法第7条の2第5項及び法第14条の5第3項において準用する法第7条の2第5項の規定による届出にあつては、「許可の年月日及び許可番号」のみ記入すること。
- 「欠格要件に該当するに至つた具体的事由」の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- この届出書は、法第9条第6項の規定による届出、法第14条の2第3項において準用する法第7条の2第4項及び法第15条の2の6第3項において準用する法第9条第6項の規定による届出、法第14条の2第3項において準用する法第9条第7項の規定による届出、法第14条の2第3項において準用する法第7条の2第5項及び法第14条の5第3項において準用する法第7条の2第5項の規定による届出、法第15条の2の6第3項において準用する法第9条第7項の規定による届出にあつては、欠格要件に該当するに至つた後遅滞なく提出すること。

様式第十五号の二を次のように改める。

様式第十五号の2 (第2条関係)

(表面)

産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出書

年 月 日

宮城県知事 殿

届出者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5 第1項の規定により、産業廃棄物処理施設で一般廃棄物を処理したいので、次のとおり届け出ます。

産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類(当該施設が石綿含有産業廃棄物の溶融施設である場合(石綿含有産業廃棄物を処理する旨))	
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号	年 月 日 号
産業廃棄物処理施設の処理能力(当該施設が産業廃棄物の最終処分場である場合に供される場所(既に廃棄物が埋め立てられている場所を除く。)の廃棄物の埋立容量)	埋立地の面積 残余の埋立容量 m ² /日 () 時間 t/時間 t/時間
法第15条の2第4項の規定により産業廃棄物処理施設に係る法第15条第1項の許可に付された条件	
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類(当該施設が石綿含有産業廃棄物の溶融施設である場合に供する旨)及び石綿含有産業廃棄物の処理する処理場の処理容量	
省令第12条の7の16第2項の場合にあつては、非常災害により当該一般廃棄物が生じた時期及び地域	

(裏面)

※ 事 務 処 理 欄	
-------------	--

備考

1 ※欄は記入しないこと。

2 この届出書には、次に掲げる書類を添付すること。

(1) 産業廃棄物処理施設に係る省令第12条の5に規定する許可証の写し

(2) 他人の一般廃棄物の処理を行う場合にあつては次に掲げるいずれかの書類

イ 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の処理に係る法第7条第6項の規定に基づく許可を受けたことを示す書類

ロ 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者であることを示す書類

ハ 省令第2条の3第1号、第2号、第4号又は第6号に該当する者であることを示す書類

ニ 政令第5条の9に規定する認定証の写し

ホ 他の法令の規定により他人の一般廃棄物の処理を業として行う者であることを示す書類

3 省令第12条の7の16第2項の場合にあつては、非常災害により当該一般廃棄物が生じた時期及び地域を記入すること。

様式第十五号の三中「第15条の2の5第1項」や「第15条の2の5」に

「
省令第12条の7の16第2項の場合
にあつては、非常災害により当該
一般廃棄物が生じた時期及び地域
に改める。」

様式第十五号の四中「第15条の2の5第1項」や「第15条の2の5」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、それぞれ改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定によるものとみなす。

宮城県肥料取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十二月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百六号

宮城県肥料取締法施行細則の一部を改正する規則

宮城県肥料取締法施行細則（昭和五十九年宮城県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

肥料の品質の確保等に関する法律施行細則

第一条中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に、「肥料取締法施行令」を「肥料の品質の確保等に関する法律施行令」に、「肥料取締法施行規則」を「肥料の品質の確保等に関する法律施行規則」に改める。

第三条中「第四条第一項若しくは第二項」を「第四条第一項若しくは第三項」に改める。

第四条を削る。

第五条中「様式第二号」を「別記様式」に改め、同条を第四条とする。

第六条を削る。

様式第一号を削る。

様式第二号中「(第5条関係)」を「(第4条関係)」に、「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に
関する法律」に改め、同様式を別記様式とする。

様式第三号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の宮城県肥料取締法施行細則様式第二号による登録証は、その有効期間内においては、改正後の肥料の品質の確保等に関する法律施行細則の規定によるものとみなす。

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十二月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百七号

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

水産業協同組合法施行細則(昭和六十二年宮城県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「第十一条の二第二項」を「第十一条の三第二項」に改め、同項第二号中「第十一条の四」を「第十一条の五」に改め、同項第三号中「第十一条の五」を「第十一条の七」に改め、同項第四号中「第十一条の十一第一項ただし書」を「第十一条の十四第一項ただし書」に改め、同項第五号中「第十一条の十二ただし書」を「第十一条の十五ただし書」に改め、同項第六号中「第十八条第二項」の下に「及び法第九十一条第二項」を加え、同項第十四号中「漁業協同組合等の信用事業に関する命令」を「漁業協同組合等の信用事業等に関する命令」に改め、同条第二項第二号中「法第六十八条第三項」を削り、「組合(連合会)設立(定款変更・解散決議・合併)認可証明請求書」を「組合(連合会)設立(定款変更・合併)認可証明請求書」に改め、同項第四号中「議決」を「決議」に、「組合(連合会)総会議決(選挙・当選)取消請求書」を「組合(連合会)総会議決(選挙・当選)取消請求書」に改め、同条第三項第一号中「第十一条の四第四項」を「第十一条の五第四項」に改め、同項第三号中「第五十四条の三第四項」を「第五十四条の四第四項」に改め、同項第四号中「第六十八条第五項及び」を「第六十八条第四項及び第六項」に改め、「第八十五条の四第二項」

の下に「並びに法第九十一条第四項及び第六項」を加え、同号の次に次の一号を加える。

四の二 法第六十八条の三第三項の規定による継続の届出 組合(連合会) 継続届(様式第二十八号の二)

第二条第三項第七号中「第八十六条の九」を「第八十六条の十」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 第二項第一号及び第三項第四号の二の規定は漁業生産組合について、第一項第一号から第五号まで及び第七号から第十号まで、第二項第一号及び第二号並びに第三項第一号から第三号まで及び第四号の二の規定は漁業協同組合連合会について、第一項第二号から第十三号まで、第二項第一号及び第二号並びに第三項第一号及び第二号並びに第三項第一号から第四号の二までの規定は水産加工工業協同組合について、第一項第五号、第六号、第八号及び第十号から第十二号まで、第二項第一号及び第二号並びに第三項第二号の規定は共済水産業協同組合連合会について、それぞれ準用する。

第五条を次のように改める。

(団体協約等の締結等の届出)

第五条 組合は、法第十一条第一項第十五号、法第八十七条第一項第十六号、法第九十三条第一項第九号及び法第九十七条第一項第十一号に規定する団体協約の締結、変更又は解約をしたときは、速やかに組合(連合会) 団体協約締結(変更・解約)届(様式第三十七号)を知事に届け出なければならない。

第七条中「第一百一条、法第百四条から第百九条まで」を「第九条第一項」に改める。

様式第二十二号中「組合(連合会)設立(定款変更・解散決議・合併)認可証明請求書」を「組合(連合会)設立(定款変更・合併)認可証明請求書」に改める。

様式第二十四号中「組合(連合会)総会議決(選挙・当選)取消請求書」を「組合(連合会)総会議決(選挙・当選)取消請求書」に、「組合(連合会)の総会の議決」を「組合(連合会)の議決」に改める。

様式第二十八号の次に次の様式を加える。

様式第28号の2 (第2条関係)

組合 (連合会) 継続届

年 月 日

宮城県知事 殿

主たる事務所の所在地
組合 (連合会) の名称
代 表 者 の 氏 名

印

当組合 (連合会) は下記のとおり継続することとしたので、届け出ます。

記

- 1 継続の理由
- 2 継続年月日

(注) 本書には、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 総会又は総代会議事録謄本
- (2) 継続の登記に係る登記事項証明書

様式第三十六号中「2 本書には、役員選出録を添付すること。」や

「2 販売担当理事の欄には、販売担当理事を選出した場合に「○」と記入する。」

3 本書には、役員選出録を添付すること。

様式第三十七号中「組合 (連合会) 団体協約等締結 (変更・解約) 届」や「組合 (連合会) 団体協約締結 (変更・解約) 届」及び「 を下記のとおり」や「団体協約を下記のとおり」及び「契約書」を添付。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の水産業協同組合法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の水産業協同組合法施行細則の規定によるものとみなす。

告 示

○宮城県告示第九百二十二号

県営赤井堀地区土地改良事業(農業用排水施設整備事業)変更計画を定めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和二年十二月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

令和二年十二月一日から令和三年一月四日まで

三 縦覧場所

石巻市役所及び東松島市役所

○宮城県告示第九百二十三号

平成十九年宮城県告示第三百十八号（漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定）の一部を次のように改正し、令和二年十二月一日から施行する。

令和二年十二月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

法第百四条第二号に掲げる漁業の表気仙沼市区域（宮城県漁業協同組合の唐桑支所の地区）の項中

「 4. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1から3までに掲げる漁業及び樺受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業以外の漁業 を

4. 小型合併漁業

に改め、同表気仙沼市区域

（宮城県漁業協同組合の気仙沼地区支所の地区のうち大島の区域）の項中

「 1. を使用してさんまをとることを目的とする漁業であつて、樺受網を使用して行う漁業以外の漁業 を

1. 小型合併漁業

に改め、同表気仙沼市区域

（宮城県漁業協同組合の気仙沼地区支所の地区のうち鹿折の区域）の項から気仙沼市区域（宮城県漁業協同組合の気仙沼地区支所の地区のうち鹿折の区域）の項までを次のように改める。

気仙沼市区域 （宮城県漁業協同組合の気仙沼地区支所の地区のうち鹿折の区域）	1. 小型合併漁業 2. 総トン数20トン未満の漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業 3. 小型定置漁業
気仙沼市区域 （宮城県漁業協同組合の気仙沼地区支所の地区のうち松吉の区域）	1. 小型合併漁業 2. 小型定置漁業
気仙沼市区域 （宮城県漁業協同組合の気仙沼地区支所の地区のうち陸上の区域）	1. 小型合併漁業 2. 総トン数20トン未満の漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業

気仙沼市区域 （宮城県漁業協同組合の気仙沼地区支所の地区）	3. 小型定置漁業
	1. 総トン数10トン未満の漁船により刺し網を使用して行う漁業
	2. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、船びき網若しくはすくい網を使用していさを目的とする漁業、敷網を使用中に小女子をとることを目的とする漁業又はこれらを併せ宮む漁業

法第百四条第二号に掲げる漁業の表気仙沼市区域（宮城県漁業協同組合の唐桑支所、気仙沼漁業協同組合及び気仙沼遠洋漁業協同組合の地区）の項を削り、同表気仙沼市区域（宮城県漁業協同組合の大谷本吉支所の地区のうち本吉出張所以外の区域）の項及び気仙沼市区域（宮城県漁業協同組合の大谷本吉支所の地区のうち本吉出張所の区域）の項を次のように改める。

気仙沼市区域 （宮城県漁業協同組合の大谷本吉支所の地区）	1. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、船びき網若しくはすくい網を使用していさを目的とする漁業、又はこれらを併せ宮む漁業 2. 総トン数10トン未満の漁船により刺し網を使用して行う漁業 3. 小型合併漁業 4. 小型定置漁業
気仙沼市区域 （宮城県漁業協同組合の大谷本吉支所の地区のうち本吉出張所の区域）	1. 総トン数10トン未満の漁船により刺し網を使用して行う漁業

法第百四条第二号に掲げる漁業の表南三陸町区域（宮城県漁業協同組合の歌津支所の地区）の項中

	4. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1から3までに掲げる漁業及び樺受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業以外の漁業
	5. 小型定置漁業
	6. 大型定置漁業

「
4. 小型定置漁業
5. 大型定置漁業
」

に改め、同項の次に次のよ

うに定める。

南三陸町区域 (宮城県漁業協同組合の歌津支所の地区のうち奇木の区域)	1. 小型合併漁業
南三陸町区域 (宮城県漁業協同組合の歌津支所の地区のうち菅の浜、館浜、板橋及び港の区域)	1. 小型合併漁業
南三陸町区域 (宮城県漁業協同組合の歌津支所の地区のうち番所の区域)	1. 小型合併漁業
南三陸町区域 (宮城県漁業協同組合の歌津支所の地区のうち尾崎の区域)	1. 小型合併漁業
南三陸町区域 (宮城県漁業協同組合の歌津支所の地区のうち田の頭の区域)	1. 小型合併漁業
南三陸町区域 (宮城県漁業協同組合の歌津支所の地区のうち大蔵の区域)	1. 小型合併漁業
南三陸町区域 (宮城県漁業協同組合の歌津支所の地区のうち小沼及び馬場の区域)	1. 小型合併漁業
南三陸町区域 (宮城県漁業協同組合のうち中山、小長柴及び名足の区域)	1. 小型合併漁業
南三陸町区域 (宮城県漁業協同組合のうち北の沢、平柳、神山、松崎、田茂川及び田ノ浦の区域)	1. 小型合併漁業

法第百四条第二号に掲げる漁業の表南三陸町区域（宮城県漁業協同組合の志津川支所の地区）の項を次のように改める。

南三陸町区域 (宮城県漁業協同組合の志津川支所の地区)	1. 小型合併漁業及び総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、船びき網若しくはすくい網を使用し、きたをとることを目的とする漁業、又はこれらを併せ含む漁業
	2. 総トン数20トン未満の漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業
	3. 総トン数10トン未満の漁船により刺し網を使用して行う漁業
	4. 小型定置漁業（9カ月未満）
	5. 小型定置漁業（9カ月以上）
	6. 大型定置漁業

法第百四条第二号に掲げる漁業の表南三陸町区域（宮城県漁業協同組合の志津川支所の地区）の項の次に次のように加える。

南三陸町区域 (宮城県漁業協同組合の志津川支所の地区のうち戸倉出張所の区域)	1. 小型合併漁業
---	-----------

法第百四条第二号に掲げる漁業の表石巻市区域（宮城県漁業協同組合の北上町十三浜支所の地区）の項から石巻市区域（宮城県漁業協同組合の雄勝町雄勝湾支所の地区）の項までを次のように改める。

石巻市区域 (宮城県漁業協同組合の北上町十三浜支所の地区)	1. 小型合併漁業
	2. 総トン数20トン未満の漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業
	3. 総トン数10トン未満の漁船により刺し網を使用して行う漁業
	4. 小型定置漁業
石巻市区域 (宮城県漁業協同組合の河北町支所の地区)	1. 小型合併漁業
	2. 小型定置漁業

石巻市区域 漁業協同組 合の雄勝町 東部支所 の地区)	1. 小型合併漁業
	2. 総トン数20トン未満の漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業
	3. 小型定置漁業
	4. 大型定置漁業
石巻市区域 漁業協同組 合の雄勝町 雄勝支所 の地区)	1. 小型合併漁業
	2. 小型定置漁業
	3. 大型定置漁業

法第百四条第二号に掲げる漁業の表石巻市区域（宮城県漁業協同組合の奇巖前網支所の地区）の項を次のように改める。

石巻市区域 漁業協同組 合の奇巖前網支所の 地区)	1. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、船びき網若しくはすくい網を使用していざだをとることを目的とする漁業、船びき網若しくはすくい網を使用して小女子をとることを目的とする漁業又はこれらを併せ営む漁業
	2. 総トン数20トン未満の漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業
	3. 小型合併漁業
	4. 小型定置漁業又は小型合併漁業（主としてかご漁を営む漁業）及び小型定置漁業を併せ営む漁業

法第百四条第二号に掲げる漁業の表石巻市区域（宮城県漁業協同組合の奇巖前網支所の地区）の項の次に次のように加える。

石巻市区域 漁業協同組 合の谷川支所の地区)	1. 小型合併漁業
	2. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、船びき網若しくはすくい網を使用していざだをとることを目的とする漁業、船びき網若しくはすくい網を使用して小女子をとることを目的とする漁業又はこれらを併せ営む漁業
	3. 総トン数20トン未満の漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業
	4. 小型定置漁業

法第百四条第二号に掲げる漁業の表石巻市区域（宮城県漁業協同組合の谷川支所の地区のうち鮫浦の区域）の項から石巻市区域（宮城県漁業協同組合の谷川支所の地区のうち泊浜の区域）の項までを削り、同表石巻市区域（牡鹿漁業協同組合の地区）の項及び石巻市区域（宮城県漁業協同組合の網地島支所の地区）の項を次のように改める。

石巻市区域 牡鹿漁業協同組 合の地区)	1. 小型合併漁業
	2. 総トン数20トン未満の漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業
	3. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、船びき網若しくはすくい網を使用していざだをとることを目的とする漁業、船びき網若しくはすくい網を使用して小女子をとることを目的とする漁業又はこれらを併せ営む漁業
	4. 小型定置漁業
	5. 大型定置漁業
石巻市区域 漁業協同組 合の網地島支所の地 区)	1. 小型合併漁業
	2. 総トン数20トン未満の漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業
	3. 小型定置漁業
	4. 大型定置漁業

法第百四条第二号に掲げる漁業の表石巻市区域（宮城県漁業協同組合の表浜支所の地区）の項中

4. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1から3までに掲げる漁業並びに樺受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業、船びき網若しくはすくい網を使用して小女子をとることを目的とする漁業以外の漁業	を
5. 小型定置漁業	に
4. 小型定置漁業	に改め、同項の次に次のよ

うに加える。

石巻市区域 (宮城県漁業協同組合の表浜支所の地区のうち小網の区域)及び清水田浜の区域)	1. 小型合併漁業
石巻市区域 (宮城県漁業協同組合の表浜支所の地区のうち小網の区域)	1. 小型合併漁業
石巻市区域 (宮城県漁業協同組合の表浜支所の地区のうち給分浜の区域)	1. 小型合併漁業

法第百四条第二号に掲げる漁業の表石巻市区域（宮城県漁業協同組合の石巻市東部支所の地区）の項から石巻市区域（宮城県漁業協同組合の石巻支所の地区）の項までを次のように改める。

石巻市区域 (宮城県漁業協同組合の石巻市東部支所の地区)	1. 小型合併漁業 2. 総トン数10トン未満の漁船によりランブ網を使用して小女子をとることを目的とする漁業 3. 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によりランブ網を使用して小女子をとることを目的とする漁業 4. 総トン数20トン未満の漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業 5. 総トン数20トン未満の漁船により底びき網を使用して行う漁業 6. 小型定置漁業
石巻市区域 (宮城県漁業協同組合の石巻地区支所の地区)	1. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業 2. 小型定置漁業 3. 大型定置漁業
石巻市区域 (宮城県漁業協同組合の石巻支所の地区)	1. 小型合併漁業 2. 小型定置漁業

法第百四条第二号に掲げる漁業の表石巻市区域（石巻市漁業協同組合の地区）の項を削り、同表石巻市区域（渡波漁船漁業協同組合の地区）の項及び女川町区域（宮城県漁業協同組合の女川町支所の

地区）の項を次のように改める。

石巻市区域 (渡波漁船漁業協同組合の地区)	1. 総トン数10トン未満の漁船により底びき網を使用して行う漁業及び小型合併漁業（主として底びき網を営む漁業） 2. 小型合併漁業（主として刺し網を営む漁業） 3. 小型合併漁業（主として貝術を営む漁業）
女川町区域 (宮城県漁業協同組合の女川町支所の地区)	1. 小型合併漁業 2. 総トン数10トン以上20トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業 3. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、船びき網若しくはすくい網を使用していさを目的とする漁業又はこれらを併せ営む漁業 4. 総トン数20トン未満の漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業 5. 小型定置漁業

法第百四条第二号に掲げる漁業の表石巻市及び女川町区域（宮城県漁業協同組合の女川町支所、石巻地区支所及び石巻市漁業協同組合の地区）の項を削り、東松島市区域（宮城県漁業協同組合の矢本支所の地区）の項から七ヶ浜町区域（宮城県漁業協同組合の七ヶ浜支所の地区のうち松ヶ浜及び湊浜の区域）の項までを次のように改める。

東松島市区域 (宮城県漁業協同組合の矢本支所の地区)	1. 小型合併漁業 2. 小型定置漁業
東松島市区域 (宮城県漁業協同組合の鳴瀬支所の地区)	1. 小型合併漁業 2. 小型定置漁業 3. 小型合併漁業（主として刺し網を営む漁業）及び小型定置漁業を併せ営む漁業
東松島市区域 (宮城県漁業協同組合の宮戸支所の地区)	1. 小型合併漁業 2. 小型定置漁業

東松島市区域 (宮城県漁業協同組合の宮戸西部支所の地区)	1. 小型合併漁業
	2. 小型定置漁業
松島町区域 (宮城県漁業協同組合の松島支所の地区)	1. 小型合併漁業
	2. 小型定置漁業
塩釜市区域 (宮城県漁業協同組合の塩釜市東部支所の地区)	1. 小型合併漁業
	2. 小型定置漁業
塩釜市区域 (宮城県漁業協同組合の塩釜市浦戸支所の地区)	1. 小型合併漁業
	2. 小型定置漁業
塩釜市区域 (宮城県漁業協同組合の塩釜市第一支所の地区)	1. 小型合併漁業
	2. 小型定置漁業
塩釜市区域 (塩釜市漁業協同組合の地区)	1. 小型合併漁業
	2. 小型定置漁業
七ヶ浜町区域 (宮城県漁業協同組合の七ヶ浜支所の地区のうち要害の区域)	1. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業
	2. 小型定置漁業
七ヶ浜町区域 (宮城県漁業協同組合の七ヶ浜支所の地区のうち代七ヶ浜の区域)	1. 総トン数20トン未満の漁船により主として刺し網を使用して行う漁業
	2. 小型定置漁業
七ヶ浜町区域 (宮城県漁業協同組合の七ヶ浜支所の地区のうち吉田浜の区域)	1. 総トン数20トン未満の漁船により主として刺し網を使用して行う漁業
	2. 総トン数20トン未満の漁船により主として刺し網を使用して行う漁業、籠を使用して行う漁業及び吸網を使用して行う漁業を併せ宮む漁業

七ヶ浜町区域 (宮城県漁業協同組合の七ヶ浜支所の地区のうち花刈浜の区域)	3. 小型定置漁業
	1. 総トン数20トン未満の漁船により主として刺し網を使用して行う漁業
七ヶ浜町区域 (宮城県漁業協同組合の七ヶ浜支所の地区のうち宮浦田浜の区域)	1. 総トン数20トン未満の漁船により主として刺し網を使用して行う漁業
	2. 小型定置漁業
七ヶ浜町区域 (宮城県漁業協同組合の七ヶ浜支所の地区のうち松ヶ浜及び漆浜の区域)	1. 総トン数20トン未満の漁船により主として刺し網を使用して行う漁業
	2. 小型定置漁業

法第百四十二条第一号に掲げる漁業の表塩釜市及び七ヶ浜町区域（宮城県漁業協同組合の七ヶ浜支所及び塩釜地区機船漁業協同組合の地区）の項を削り、同表仙台市区域（宮城県漁業協同組合の仙台支所の地区）の項及び名取市区域（宮城県漁業協同組合の仙南支所の地区のうち閑上の区域）の項を次のように定める。

仙台市区域 (宮城県漁業協同組合の仙台支所の地区)	1. 小型合併漁業
	2. 小型定置漁業
名取市区域 (宮城県漁業協同組合の仙南支所の地区のうち閑上の区域)	1. 小型合併漁業
	2. 小型定置漁業

法第百四十二条第一号に掲げる漁業の表七ヶ浜町及び名取市区域（宮城県漁業協同組合の七ヶ浜町及び仙南支所の地区）の項を削り、同表亘理町区域（宮城県漁業協同組合の仙南支所の地区のうち亘理の区域）の項を

「	3. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業	」
4. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1から3に掲げる漁業以外の漁業	や	
5. 小型定置漁業		

「
 3. 小型合併漁業（主として貝桁を営む漁業）
 4. 小型定置漁業
 」
 に改め、同表山元町区域（宮

城県漁業協同組合の仙南支所の地区のうち山元の区域）の項を次のように改める。

山元町区域 （宮城県漁業協同組 合の仙南支所の地区 のうち山元の区域）	1. 小型合併漁業（主として刺し網を営む漁業）
	2. 総トン数10トン未満の漁船により底びき網を使用しうばがいをと ることを目的とする漁業
	3. 小型定置漁業

法第百四条第二号に掲げる漁業の表気仙沼市及び南三陸町区域（宮城県漁業協同組合の唐桑支所、
 気仙沼地区支所、大谷本吉支所、歌津支所及び志津川支所の地区）の項及び同表石巻市及び女川町区
 域（宮城県漁業協同組合の女川町支所、北上町十三浜支所、河北町支所、雄勝町東部支所、雄勝町雄
 勝湾支所、寄磯前網支所、谷川支所、網地島支所、表浜支所、石巻市東部支所、石巻地区支所、石巻
 湾支所、牡鹿漁業協同組合及び石巻市漁業協同組合の地区）の項を削る。

○宮城県告示第九百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を
 解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和二年十二月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

遠田郡涌谷町上郡字北大窪五〇の二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

○宮城県告示第九百二十五号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、令和二年度に
 おける保安林及び保安施設地区の皆伐による立木の伐採について、森林法（昭和二十六年法律第二
 百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の許容限度を次のとおり公表する。

令和二年十二月一日

保安林の種類
 同一の単位とされる
 保安林等の区域

宮城県知事 村 井 嘉 浩

皆伐面積の限度（ヘクタール）

水源かん養保安林

本吉地区 三九〇・八八

北上川下流 三〇〇・四九

石巻地区 三五七・三三

追川地区 九三七・八一

江合川上流 七四三・七五

鳴瀬川上流 一、二八七・八五

江合川下流 〇・八五

鳴瀬川下流 二四〇・二四

黒川地区 一、三〇二・七五

仙台地区 一、四三八・二八

白石地区 二四・八八

本吉地区 八・一〇

北上川下流 二五・〇二

石巻地区 六七・〇六

追川地区 一八二・六五

江合川上流 一八八・八二

鳴瀬川上流 一一・一二

江合川下流 三七・二九

鳴瀬川下流 六六・二〇

黒川地区 一九六・七〇

仙台地区 五・一八

白石地区 二七・九二

石巻市 二〇・三七

気仙沼市 三・一八

白石市 二・〇八

角田市 九・九四

登米市

土砂流出防備保安林

干害防備保安林

変更の区間	魚つき保安林	栗原市	一・四五
	石巻市	東松島市	四・三四
保健保安林	石巻市	大崎市	五七・〇〇
	石巻市	七ヶ宿町	五・一四
〇宮城県告示第九百二十六号	石巻市	柴田町	〇・九八
	石巻市	丸森町	二・七二
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。	石巻市	大和町	三・六〇
	石巻市	大郷町	〇・三〇
その関係図面は、令和二年十二月一日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。	石巻市	加美町	六・七二
	石巻市	女川町	一六・八二
令和二年十二月一日	石巻市	南三陸町	〇・七六
	石巻市	南三陸町	一六・九二
一 道路の種類 県道	石巻市	東松島市	二・三五
	石巻市	女川町	〇・九〇
二 路線名 奥松島松島公園線	石巻市	南三陸町	〇・九〇
	石巻市	宮城北部地区	二一・三四
三 道路の区域	石巻市	宮城南部地区	六・九〇
	宮城県知事	村 井 嘉 浩	

変更の前後(敷地の幅員(メートル))	東松島市宮戸字東大崎田四番一地先から 同市宮戸字松ヶ島無番地先まで		前A	五・六 三四・三	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後B	一二・五 七〇・八	後A	五・六 三四・三	
変更の前後(敷地の延長(メートル))	〇宮城県告示第九百二十七号 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、石巻広域都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。 なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。 令和二年十二月一日		宮城県知事	村 井 嘉 浩	
備考	一 都市計画の種類及び名称 1 種類 石巻広域都市計画道路 2 名称 三・三・五号河南川尻線 二 都市計画を変更しようとする土地の区域 1 追加しようとする土地の区域 石巻市 北村字石取場、同字七工区西、広測字九工区西、同字新泉沢、同字米ヶ崎、同字五工区南、同字二工区南、同字砂四、同字砂三、同字柏一、須江字山崎前、同字豊石、同字豊石前、同字寺前、同字新寺前、蛇田字南久林及び同字菰継の各一部 東松島市 赤井字北田、同字北沖及び同字東の各一部 2 廃止しようとする土地の区域 石巻市 須江字豊石及び同字豊石前の各一部 三 縦覧場所 宮城県庁(土木部都市計画課)、石巻市役所(建設部都市計画課)及び東松島市役所(復興政策部復興都市計画課) 四 縦覧期間				

令和二年十二月一日から令和二年十二月十五日まで
五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和二年十二月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び数量 タブレット端末保管庫 一式

2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期限 令和三年三月二十五日（木）

4 納入場所 宮城県仙台第一高等学校ほか

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴力団員」）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二一―三三三五）へ令和二年十二月八日（火）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

- (一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。
- (二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
 〒九八〇一八五七〇宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
 宮城県出納局契約課物品班（担当 影山 裕也 電話〇二二一二二一三三三三）

- 3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和二年十二月八日（火）まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

- (一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和二年十二月八日（火）午前九時から令和二年十二月十日（木）午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。
- (二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和二年十二月十日（木）午後五時までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。
- (三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

- (一) システムを用いて入札する場合
 入札期間 令和二年十二月十四日（月）午前九時から令和二年十二月十五日（火）午後五時まで
- (二) 書面により入札書を提出する場合
 イ 日時 令和二年十二月十五日（火）午後五時
 ロ 場所 2に同じ
- ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するよう提出すること。

ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。
 ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

- 6 開札の日時及び場所
 令和二年十二月十六日（水）午前十時 宮城県行政庁舎二階第一入札室
- 四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者
- 五 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十六号）第一号の規定による。
- 3 契約保証金 財務規則第十三条及び第百十四条の規定による。

- 4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

- 5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。
- 6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- 7 契約書作成の要否 要
- 8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
- 9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

- Summary
- 1 Nature and Quantity of the Services to be Procured : Tablet Computer Storage (1 set)
- 2 Deadline for Delivery : March 25, 2021 (Thu.)
- 3 Place of Delivery : Miyagi Prefecture Sendai Daiichi Senior High School and other locations
- 4 Deadline for Bid : December 15, 2020 (Tue.), 5 : 00 pm.
- 5 Contact Information : KAGEYAMA Yuya, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government
- 6 3-8-1 Honcho, Aba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570, TEL.: 022-211-3333

7 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only.